

松江事業場実験系廃棄物等及び排水等に関する管理規程

(平成17年島大規則第75号)

(平成17年9月26日制定)

[令和2年12月28日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規程は、島根大学松江事業場（以下「松江事業場」という。）における教育研究活動等により発生する実験系廃液及び実験系廃棄物（以下「実験系廃棄物等」という。）並びに排水等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実験系廃液 実験に使用した薬品廃液及び実験器具等の1次洗浄水・2次洗浄水、その他実験に用いた液体及び課外活動等により発生した写真廃液等で島根大学「実験系廃液・廃棄物管理手引き」松江事業場用（以下「管理手引き」という。）に定めるものをいう。

二 実験系廃棄物 実験活動により発生した薬品付着物及び不要となった廃棄物で管理手引きに定めるものをいう。

三 事業系廃棄物 実験系廃棄物以外の廃棄物で管理手引きに基づいて廃棄するものをいう。

(工事に伴って排出される廃棄物は除く。)

四 排水等 実験に用いた水及び実験器具等の3次洗浄水以後の実験廃水、その他、生活排水及び雨水排水を総称していう。

(対象部局)

第3条 対象部局は松江事業場に所在する部局、理事又は副学長の下に置く部及び監査室とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第4条 松江事業場に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）第12条の2第6項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「特管責任者」という。）を置く。

2 特管責任者は、学長が任命する。

3 特管責任者が病気、事故その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、その期間中その職務を代行させるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17の資格を有するものから学長が任命する。

4 特管責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の特管責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特管責任者の職務)

第5条 特管責任者は、松江事業場の実験系廃棄物等及び排水等の管理及び処理について次の各号により行うものとする。

一 特管責任者は実験系廃棄物等の排出状況を把握しなければならない。

二 特管責任者は実験系廃棄物等の処理計画を立案し、適正な処理を推進しなければならない。

三 特管責任者は実験系廃棄物等又は排水等の管理及び排出について不適正な状況を確認した場合は、島根大学松江事業場化学物質等管理委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該部局等の長に改善及び実験活動の停止を命令することができる。ただし、緊急を要する場合は、委員長と協議のうえ当該部局等の長に当該命令を発することができる。

四 特管責任者は前号に定める命令を発した場合は速やかに学長に報告しなければならない。

五 特管責任者は当該部局等の長から改善処置の報告を受けた場合は意見を添えて、学長及び委員長に報告しなければならない。

（環境安全施設主任者及びその職務）

第6条 環境安全施設に、環境安全施設主任者（以下「施設主任」という。）を置く。

2 施設主任は、実験系廃棄物等の受入及び管理等を行うとともに、特管責任者の職務を補助する。

3 施設主任は、特管責任者の推薦に基づき、学長が任命する。

4 施設主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の施設主任の任期は、前任者の残任期間とする。

（管理手引き）

第7条 特管責任者は、管理手引きについて、委員会と協議し、別に定めるものとする。

（部局等の長の職務）

第8条 部局等の長は、実験系廃棄物等及び排水等の管理及び排出が的確に行えるよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 当該部局において実験活動を行う者に対して、第9条に定めることについて周知し、あるいは必要に応じて教育しなければならない。

二 当該部局等における実験廃水の検水桝内の水質が、公共下水道排除基準に適合するように努めなければならない。

三 当該部局等におけるその他の排水の水質が、公共下水道排除基準に適合するように努めなければならない。

2 部局等の長は、第5条第3号に定める命令を受けた場合は速やかに改善処置を行い、処置方法について特管責任者に報告しなければならない。

（実験系廃棄物等の管理及び処理処分）

第9条 各部局等から発生する実験系廃棄物等については、次の各号により保管及び管理し、搬出しなければならない。

一 実験活動を行う者は管理手引きに従い、実験系廃棄物等を適正に保管及び管理しなければならない。

二 前号により保管された実験系廃棄物等は、定期的に環境安全施設または指定場所に搬出しなければならない。

2 次の各号に掲げる化学物質は、環境安全施設へ搬入してはならない。使用者は各部局等事務と協議の後、施設企画課へ処理処分を依頼する。ただし、処理処分費用については依頼者が負担すること。

- 一 液体及び固体等の不要薬品
- 二 固体反応生成物
- 三 自己分解爆発性物質
- 四 反応性危険物質
- 五 禁水性物質

(環境安全施設への搬入)

第10条 管理手引きにより保管された実験系廃棄物等は、指定された日時に、環境安全施設へ所定の各搬出票を添えて搬入しなければならない。

2 実験系廃棄物等の搬入に当たっては、担当職員及び法律第12条の2第3項に規定する外部委託業者の指示に従うものとする。

(実験系廃棄物等の処分)

第11条 環境安全施設担当部署は実験系廃棄物等を保管し、外部委託業者を通じて構外に搬出し、適正に処理及び処分をする。

(水質検査)

第12条 特管責任者は、各部局から排出されている排水等の水質を定期的に検査しなければならない。

2 前項の規定による検査の実施細目は、財務部施設企画課と協議し、特管責任者が別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定める事項を変更するときは、あらかじめ委員会の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成17年9月26日から施行する。

2 島根大学実験廃液処理及び排水水質管理規則(平成16年島大規則第93号)は廃止する。

附 則 (平成18年3月22日一部改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する

附 則 (平成19年3月26日一部改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する

附 則 (平成20年4月22日一部改正)

この規則は、平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年7月22日一部改正)

この規則は、平成20年7月22日から施行する

附 則 (平成22年6月22日一部改正)

この規則は、平成22年6月22日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日一部改正)

この規則は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成24年3月19日一部改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月14日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年10月15日一部改正）

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附則（平成26年1月29日一部改正）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附則（平成26年3月19日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月3日一部改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に特管責任者及び施設主任である者の任期は、同条第4条第4項、第6条第4項の規則にかかわらず、平成28年3月31日とする。

附則（平成27年9月3日一部改正）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成27年10月1日一部改正）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年10月15日一部改正）

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

附則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。